

<h1>静岡市報</h1>	No. 49
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

○静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

上下水道局管理規程

○静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第43号）

児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令等の一部改正に伴い、経過措置を適用する対象施設を追加するなど、所要の改正をするもの。

-
- ◇ 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第44号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、経過措置を適用する対象施設を追加するため、所要の改正をするもの。

条 例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年4月27日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第43号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第9項、第6条第9項、第55条第3項及び第62条第4項中「入所している」を「通所している」に改める。

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第40条の2」の次に「(新条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第3項中「第40条の3第2項」の次に「(新条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2及び第80条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年4月27日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第44号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第37条の2」を「(以下「新条例」という。)第37条の2（新条例第57条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月15日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 経営管理部

課名	係名
上下水道総務課	総務・調整係 人材・厚生係
上下水道経営課	経営戦略推進係 水道経理係 下水道経理係
上下水道危機管理課	危機管理・広報係
お客様サービス課	管理係 料金係 検針係 債権管理係 量水器係 営業係

第2条第2号の表中

「

下水道総務課	総務係 経理係 下水道接続推進係	を
下水道計画課	企画係 汚水計画係 雨水計画係	

」

「

下水道計画課	企画係 汚水計画係 雨水計画係 下水道接続推進係	に、
--------	--------------------------	----

」

「

下水道施設課	管理係 整備係 改良係 城北・長田浄化センター施設係 高松浄化センター（同センターに高松浄化センター施設係を置く。） 中島浄化センター（同センターに中島浄化センター施設係を置く。） 静清・清水北部・南部浄化センター（同センターに静清・清水北部・南部浄化センター施設係を置	を
--------	--	---

」

	く。)
--	-----

下水道施設課	管理係 整備係 改良係 水質管理係 中島・城北・長田浄化センター（同センターに中島施設係及び城北・長田管理係を置く。） 高松浄化センター（同センターに高松施設係を置く。） 清水北部・南部・静岡浄化センター（同センターに清水北部施設係及び清水南部・静岡管理係を置く。）
--------	---

改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水道部

課又は事務所名	係又は場名
水道基盤整備課	計画係 管路更新係 施設整備係
水道管路課	管理係 維持係 葵建設係 駿河建設係 給水装置係
水道施設課	管理係 葵北施設係 与一配水場 南安倍配水場 清水谷津浄水場（与一配水場及び南安倍配水場には施設係を、清水谷津浄水場には谷津浄水場施設係及び蒲原・由比施設係を置く。）
水質管理課	水質第1係 水質第2係
水道事務所	維持係 建設係 給水装置係

第3条水道部の所掌事務の前に次のように加える。

経営管理部

上下水道総務課

- (1) 組織、人事及び職務権限に関すること。
- (2) 職員の研修その他の能力開発に関すること。
- (3) 政策法務の推進に関すること。
- (4) 儀礼及び交際に関すること。
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (6) 管理者の所管に係る情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 職員の労務管理に関すること。

- (8) 職員の損害賠償に関する事。
- (9) 職員の給与及び福利厚生に関する事。
- (10) 職員の公務災害補償等に関する事。
- (11) 公印に関する事。
- (12) 条例、規程その他例規の制定及び改廃に関する事。
- (13) 電算処理業務の総括に関する事。
- (14) 工事の請負契約に関する事。
- (15) 建設業関連業務の委託契約に関する事。
- (16) 物品の購入、修理及び加工に関する事（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (17) 共用車両の処分に関する事。
- (18) 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事。
- (19) 下水道排水設備指定工事店の指定等に関する事。
- (20) 公益社団法人日本水道協会に関する事。
- (21) 公益社団法人日本下水道協会に関する事。
- (22) 局内の連絡調整及び取りまとめに関する事。
- (23) 他の執行機関との連絡調整に関する事。
- (24) 部の庶務に関する事。

上下水道経営課

- (1) 政策の統括及び総合調整に関する事。
- (2) 総合計画の策定及び進行管理に関する事。
- (3) 経営分析及び評価に関する事。
- (4) 上下水道事業経営協議会に関する事。
- (5) 行財政改革に関する事。
- (6) 予算、決算、企業債及び財政計画に関する事。
- (7) 財務及び経理に関する事。
- (8) 貯蔵品の検査に関する事。
- (9) 貯蔵品の購入、出納及び保管に関する事。
- (10) 公金取扱金融機関に関する事。
- (11) 水道料金及び下水道使用料の調査、分析及び改定に関する事。
- (12) 資産の取得、管理及び処分に係る固定資産台帳の処理に関する事。
- (13) 物品（車両を除く。）の売払いに関する事。

上下水道危機管理課

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災計画の総括に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 上下水道局庁舎の維持管理に関すること。

お客様サービス課

- (1) 水道及び下水道の使用についての業務手続に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料のシステムの開発、運用及び管理に関すること。
- (3) 水道料金、下水道使用料等の収納事務に関すること。
- (4) 収納金の収入整理に関すること。
- (5) 検針及び徴収の委託業務に関すること。
- (6) 水道及び下水道の開始、中止及び廃止の受付等に関すること。
- (7) 使用水量の計量及び認定並びに排出量の計測に関すること。
- (8) 水道料金及び下水道使用料の滞納整理に関すること。
- (9) 給水の停止の決定に関すること。
- (10) 水道メーター等の取付け、取替え及び取外しに関すること。
- (11) 下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。
- (12) 下水道事業区域外流入分担金の賦課及び徴収に関すること。

第3条水道部の所掌事務を次のように改める。

水道部

水道基盤整備課

- (1) 水道に係る政策の企画及び調査に関すること。
- (2) 水道事業計画の策定に関すること（水道施設課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 水道事業に係る施設又は設備の維持更新計画及びこれに基づく資産管理の推進に関する
こと。
- (4) 別表に定める区域（以下「別表区域」という。）以外の水道施設（水道管路を除く。以下
同じ。）及び水道管路（口径300ミリメートル以下の配水施設を除く。次号において同じ。）
の調査、設計及び施工に関すること。
- (5) 別表区域以外の水道施設及び水道管路に係る用地の取得に関すること。
- (6) 水道マッピングシステムに関すること。
- (7) 部の庶務に関すること。

水道管路課

- (1) 別表区域以外の水道管路（口径300ミリメートル以下の配水施設に限る。次号において同じ。）の調査、設計及び施工に関する事。
- (2) 別表区域以外の水道管路に係る用地の取得に関する事。
- (3) 別表区域以外の水道管路の維持管理に関する事。
- (4) 別表区域以外 of 消火栓の維持管理に関する事。
- (5) 別表区域以外 of 漏水防止対策に関する事。
- (6) 別表区域以外 of 緊急給水に関する事。
- (7) 水道業務無線に関する事。
- (8) 給水装置工事 of 設計審査及び工事検査に関する事。
- (9) 指定給水装置工事事業者 of 技術指導及び工事監督に関する事。
- (10) 給水台帳 of 整備保管に関する事。
- (11) 貯水槽水道 of 指導及び台帳整理に関する事。
- (12) 建築確認申請における中高層建築物 of 給水計画 of 確認に関する事。
- (13) 前各号（第7号を除く。）に掲げる事務 of 総括及び当該事務について of 水道事務所との総合調整に関する事。

水道施設課

- (1) 水道施設及び別表区域 of 水道管路 of 維持管理に関する事。
- (2) 別表区域 of 水道施設及び水道管路 of 調査、設計及び施工に関する事。
- (3) 別表区域 of 水道施設及び水道管路に係る用地 of 取得に関する事。
- (4) 水道事業計画 of 実施計画（別表区域 of 水道施設及び水道管路に限る。）に関する事。
- (5) 簡易水道事業に係る給水に関する事（予算 of 執行に関する事を除く。）。
- (6) 簡易水道事業に係る簡易水道施設 of 整備改良及び維持管理に関する事（予算 of 執行に関する事を除く。）。
- (7) 別表区域 of 消火栓 of 維持管理に関する事。
- (8) 別表区域 of 漏水防止対策に関する事。
- (9) 別表区域 of 緊急給水に関する事。

水質管理課

- (1) 水道 of 水質検査に関する事。
- (2) 水源 of 水質監視に関する事。

水道事務所

- (1) 給水装置工事の設計審査及び工事検査に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (2) 指定給水装置工事事業者の技術指導及び工事監督に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (3) 給水台帳の整備保管に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (4) 貯水槽水道の指導及び台帳整理に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (5) 建築確認申請における中高層建築物の給水計画の確認に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (6) 水道管路(口径300ミリメートル以下の配水施設に限る。次号において同じ。)の調査、設計及び施工に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (7) 水道管路に係る用地の取得に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (8) 水道管路の維持管理に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (9) 消火栓の維持管理に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (10) 漏水防止対策に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)
- (11) 緊急給水に関する事(清水区の区域に係るものに限る。)

第3条下水道総務課の所掌事務を削る。

第3条下水道計画課の所掌事務を次のように改める。

下水道計画課

- (1) 下水道に係る政策の企画及び調査に関する事。
- (2) 下水道事業の実施に係る計画の策定及び進行管理に関する事。
- (3) 水洗便所改造資金の融資あっせんに関する事。
- (4) 下水道接続推進に関する事。
- (5) 部の庶務に関する事。

第3条下水道維持課の所掌事務に次のように加える。

- (12) 事業場排水の水質規制に関する事。
- (13) 公共下水道への流入水の取締りに関する事。

第3条下水道施設課の所掌事務(1)中「下水浄化センター」を「浄化センター」に、「ポンプ場」を「ポンプ場等」に改め、同所掌事務(2)及び(3)中「下水浄化センター」を「浄化センター」に改め、同所掌事務に次のように加える。

- (4) 浄化センターの水質管理に関する事。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第248号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月18日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

静岡市歴史博物館の観覧料、特別観覧料及び講座室使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理事長
---------------------------------	--------------------

を

」

「

静岡市歴史博物館の観覧料、特別観覧料及び講座室使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理事長
放課後児童健全育成事業手数料の徴収事務	株式会社しんきん情報サービス代表取締役

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第368号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月12日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

附 則

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第369号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月12日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表常時介護を要する状態の項中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。